二五二の二三まで、三二五二の二六から三二五二の二九まで、三二五二の三二から三二五二の三五まで、三二五二の三七から三二五二の四四まで、三二五二の四五（国有林）、字和田向二六七〇、二六七一の一、二六八五の三、二六八五の五（次の図に示す部分に限る。）、桜川市真壁町椎尾字入三二九七の一、三二九八の一、三二九八の二、三三〇一、三三〇二、字鬼ケ作三三二九の一、三三二九の三、三三二九の四、三三二九の六、字白石三三三〇

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入三二九八の一、三二九八の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市入本郷字圷ノ上一三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一三八一、字吉法一四〇一の一、字寺前一〇八一の一、一〇八四、字山室一三九八の三、大岩字石原一六三四の一（次の図に示す部分に限る。）、字三賀向八五八、八五九、字田ノヤツ一六三〇（次の図に示す部分に限る。）、字富士山二一八四、字前ノ内二〇九〇、字向田二一九一、小倉字岩ノ内一五九二の一、字天神山七、九の二、字水吸一七五四の一、一七五四の三、一七五五、字猿田二二から二五まで、二四の一、二七、字山根三八、小貫字柿ケ平一の一、一の二、二、三、上小瀬字篠沢五三六三、五三六四の一、字高舘五五三五の一、字瀧ケ入五三五二、上檜沢字平山二五三三、二五三四、北富田字堂ノ入四二九、氷之沢字笹山二九八三の一から二九八三の三まで、二九八四の四、小舟字雨降沢八一一、八一三、八一四、字才勝沢八〇九、字佐平三四九〇、字滝ノ上三一六一、字馬込三一六五、塩原字高助二四一三の四から二四一三の七まで、二四一三の一六、二四一三の一七、二四一三の一九から二四一三の二一まで、二四一三の四三から二四一三の五六まで、下小瀬字後沢二〇六八の二から二〇六八の四まで、字石山一九八三の一、一九八三の二、字猪伏二〇六四の一、二〇六六、字小野窪沢二〇三八の一、字隠沢一九八六の一、下檜沢字小山一〇五〇、一〇五〇の一、一〇五二、一〇五三の一から一〇五三の三まで、一〇五四、一〇五五、一〇五八、一〇五八の一、一〇六〇、字新田七五九から七六一まで、七六五の一、七六五の二、字町井沢一〇三七から一〇三九まで、一〇四一、一〇四二、字宿一七一〇の三、一七一〇の四（国有林）、三二六七の二、三二六七の三、諸沢字宝明三八二四の一、字宝明向三七二五、字地切向三六八四、三六八六、五四二三、字縄目向五四二二、字深串五五一四の二、高部字下河原向五三七〇、五三七一（次の図に示す部分に限る。）、字赤坂六〇九の一、字愛宕沢五三六〇の一、字磯上沢三五四八の一、三五四八の二、三五四八の五、字大久保三五四一、三五四二の一、三五四二の二、字大縄向五三六七・五三六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字隠里五二四六の一、五二四六の三、字行人沢三五四七の一、三五四七の二、字坂口五一八五の一、五一八五の三、字沢口五三四一の一、字三居沢三五四三、三五四六、字関山五二四二、字関山沢五二四四、字袖ノ久保三八二二、字谷熊向五二四一の一、五二四一の三、五二四一の四、字鳶沢三五四〇、字野沢五三一八の一、五三一八の二、五三三〇の一、字畑向二二七八の一、字向沢三八一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、五三四四、字向舘五三三七、五三四〇の二、字若林六〇五の一、六〇五の三、辰ノ口字香山二二二一の四六、二二二一の五一、字滝沢二二一三、二二一七、二二一八、二二一八の一、二二一八の二、二二一四・二二一五合併、二二一六、字二枚橋一、一の一、二の一、二の二、五から七まで、照山字後沢二〇、二二、二三の一、字東三九の一、字前沢一〇の一、舟生字戸屋一九三の五、字山神三三八、三五二、盛金字清水平二五二六、字門十沢三五二〇（次の図に示す部分に限る。）、字イスフスバ三三一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、三三一〇の二、三三一〇の三、字シンチ三三三三（次の図に示す部分に限る。）、字ニタクラ沢三一九四、三一九五、三一九八、字檜沢口三二〇二、字古畑沢三三一一の一、三三一一の二、山方字下沢河東四四七九の一から四四七九の三まで、字塚田四四六五の一、字堂平四五〇七の一から四五〇七の三まで、四五〇九の一、四五〇九の二、四五一〇の一、四五一〇の二、字湯ノ沢四六五五、四六五九、四六六二、鷲子字小川原一九三六の一、字額月一六八七、一七〇八、一七〇九の一、一七〇九の二、一七一一、一七一三から一七一六まで、一七一三の一、一七一三の三、一七一三の四、字皿久保七〇三、七〇四、字下高沢一九四八の一三、字関ノ沢四一六、字滝ノ沢九七二の一（次の図に示す部分に限る。）、九七三、字柳沢四〇一の一、四〇一の三、字藤沢三三一三、三三三五の一から三三三五の四まで、三三三六、三三四二の一、三三四二の二、三三四三の一、三三四三の二、三三四五、三三五三、三三五六の三、長倉字新地一〇五〇の二、一三二六の一、一三二九の五、字古愛宕一七〇五の一、一七〇五の二、石岡市大増字石カサ子三四六六、字金倉一七〇〇、字岡田三四四二、字唐沢二一〇九、二一〇九の一、二一一〇、二一一二の一から二一一二の四まで、字後合三四六四、字砂金一七〇七の一、一七〇七の三、一七〇七の五、字石畑一六九四から一六九七まで、字畑ケ沢四二一、四二二、一七〇六の一から一七〇六の三まで、字金倉一七〇〇、字唐沢二一一〇、二一一二の一から二一一二の四まで、字後合三四六四、字砂金一七〇七の一、一七〇七の三、一七〇七の五、字膳棚一四三〇、一四三一の一、一四三四の四、一四三四の五、一四三四のイ・一四三四のロ合併の五、字柳沢一六八八、一六八九の二、一六九九の一、一六九九の三一、一六九九の三二、一七〇〇の一から一七〇〇の三まで、一七〇一の一、一七〇一の二、太田字膳棚一四三〇、一四三一の一、一四三四の四、一四三四の五、一四三四のイ・一四三四のロ合併の四、一四三四のイ・一四三四のロ合併の五、一四三五の一、一四三五の五、中戸字柳沢一六五七から一六五九まで、一六五八の二、一六六九、一六七二、一六七四、一六七七、乙一六八三、上曽字割石二五九四、吉生字麻奈板倉一三三〇、一三四二、字細ノ尾一三四四、小幡字山寺一九九九の一、字佐渡山乙一九九七、字益尾山一九八五の一、一九八六の一、真家字岩婦八九七の一、字成沢九〇七、九一〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新地一〇五〇の二、一三二六の一、一三二九の五、字古愛宕一七〇五の一、一七〇五の二、字石畑一六九四から一六九七まで、字畑ケ沢四二一、四二二、一七〇六の一から一七〇六の三まで、字金倉一七〇〇、字唐沢二一一〇、二一一二の一から二一一二の四まで、字後合三四六四、字砂金一七〇七の一、一七〇七の三、一七〇七の五、字膳棚一四三〇、一四三一の一、一四三四の四、一四三四のイ・一四三四のロ合併の五、字柳沢一六八八、一六八九の二、一六九九の一、字佐渡山乙一九九七、字益尾山一九八五の一、一九八六の一、字岩婦八九七の一、字成沢九〇七、九一〇

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。